令和７年度風景づくりに係るシンポジウム及び協議会企画運営等業務

仕様書

１．業務名

令和７年度風景づくりに係るシンポジウム及び協議会企画運営等業務

２．業務期間

契約締結日の翌日から令和８年３月19日（木）まで

３．業務の目的

沖縄県では、沖縄らしい風景・景観を県民共有の財産として次世代に継承し、人々を惹きつける価値創造型のまちづくりを進めるため、有識者等による基調講演やパネルディスカッションをとおして県民の風景づくりに関する意識の向上を図っている。

また、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画に基づき「沖縄らしい風景づくり支援事業」を実施しており、令和５年３月に沖縄県景観向上行動計画を策定したほか、“美ら島沖縄”風景づくり協議会（以下、「協議会」という）を立ち上げ、国、県、市町村、景観整備機構、関係団体及び大学による連携・協働により本県における良好な景観形成に取組んでいるところである。

本業務は、シンポジウムを通して県民の沖縄らしい風景づくりに対する意識醸成を図るとともに、風景・景観づくりの推進に向けた情報共有や活動のため、協議会を効果的に進めることで、沖縄の風景づくりの推進に寄与することを目的とする。

４．業務概要

(1)　シンポジウムの企画及び運営等一式

(2)　シンポジウムに係る周知

(3)　協議会（総会・幹事会・専門部会）の企画及び運営支援

(4)　報告書の作成

(5)　その他、協議し決定した事項

５．業務詳細

(1)　 シンポジウムの企画及び運営等一式

ア　参加人数200人を収容できる会場を想定する。

（※会場使用料を業務委託に含めること。）

イ　インターネットによるライブ配信、アーカイブ配信を行う。

ウ　県が想定するシンポジウムの次第は以下のとおりだが、本業務の範囲内であれば新たな提案も可能とする。

　a.主催者挨拶（沖縄県）

　b.基調講演

　c.パネルディスカッション

エ　基調講演者は１名、パネリスト（コーディネーター含む）は５名程度とし、出演者は県との協議により決定する。

オ　アンケートはＡ４片面１枚程度とし、インターネット配信視聴者もインターネット上で回答できるよう対応すること。

カ　令和８年１月頃までに開催することとし、開催日は県との協議により決定する。

(2)　 シンポジウムに係る周知

ア　ポスター等の掲出及びチラシの配布

a.シンポジウムの趣旨・目的を踏まえ作成。また、多くの県民が風景づくりに興味を抱き、来場を促すものとなるよう留意すること。

b.ポスター及びチラシの配布先は契約締結後、県と協議の上決定する。なお、県内各市町村等の行政機関に対しては県が配布し、その他の機関・施設については受託者が配布するものとする。

c.校正は、沖縄県が校了とするまで行うこと。

d.ポスターはＡ１サイズ・フルカラーを200部作成する。

e.チラシはＡ４サイズ・フルカラーを2,000部作成する。

イ　その他各種媒体やツール、各種メディアによる広告の企画提案を行うこと。

（例）ラジオCM、新聞広告、SNS広告、バス・モノレール内広告　等

(3)　 協議会（総会・幹事会・専門部会）の企画及び運営支援

ア　協議会は総会を１回、幹事会を２回、専門部会（情報発信部会、活動計画部会）を各２回実施する。

イ　総会における会場確保及び各会議における資料作成、議事録作成を行う。

ウ　各会議の資料作成においては、会議の問題や課題を整理し、解決案を提示すること。また、必要に応じて会員へのヒアリング、アンケート調査及び日程調整等を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 総会 | 幹事会 | 専門部会 |
| 回数 | １回 | ２回 | 各２回 |
| 想定人数（事務局含む） | 100名程度 | 20名程度 | 20名程度 |
| 直接経費  （会場使用料） | １回（100名程度で  利用可能な会議室等） | ―  （県庁会議室を使用） | ―  （県庁会議室を使用） |

(4)　報告書の作成

ア　シンポジウムの実施した各業務の記録・アンケート結果のとりまとめ等の

報告書を作成する。

イ　協議会の記録（議事録・使用資料・アンケート結果）などの報告書を作成する。

ウ　日報などの精算報告書を作成する。

(5)　その他、協議し決定した事項

委託業務の内容については原則、企画提案書のとおりとするが、業務を進める中で内容に変更がある場合は、協議の上決定する。

６. 提出書類

　　本業務を実施するにあたって受託者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

(1)　着手届

(2)　業務工程表

(3)　業務計画書

(4)　打合せ記録簿

(5)　業務完了通知書

(6)　業務［成果物・報告書］引渡書

(7)　その他（県が必要とみなした書類）

７．成果品

(1)　業務報告書　１部及びデータ版（DVD-R）

データ版は、報告書本編をPDFファイル及びオリジナルファイルで納品し、画像についてはオリジナルファイルも納品すること。

８．再委託の禁止について

契約書第４条第２項に基づく以下の業務については、再委託を禁止する。

(1)　契約金額の５０％を超える業務

(2)　シンポジウム及び協議会の企画・運営に関する業務のうち、企画判断・管理運営・指導監督に関する業務（補助業務等を除く）

(3)　広報に関する業務のうち、広告の掲出に係る企画判断・管理運営・指導監督に関する業務（補助業務等を除く）

９．再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書等の印刷製本等の単純業務について第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。また、企画・運営・広報の補助業務に関しては再委託を認める。

10．連絡調整等

(1)　本事業の実施に当たり統括担当者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに沖縄県に対して、統括担当者の氏名及び役職等を報告すること。

(2)　原則として月２回（契約締結月は１回）、当該委託業務の進捗状況等について報告等すること。その他、随時、沖縄県の求めに応じて報告・調整等を行うこと。

(3)　打合せを行った際には、打合せ記録簿を作成し担当職員へ提出確認を行った後、相互に当該打合せ記録簿を一部ずつ保管するものとする。

11．その他

(1)　その他、本仕様書に示されていない事項については、協議のうえ取り決めるものとする。

(2)　シンポジウムについては、沖縄らしい風景づくりポータルサイト「風景結々」の取り組みレポートのページに過去シンポジウムの詳細が掲載されているため参考とする。

(3)　協議会の位置付けについては、沖縄県都市計画・モノレール課のホームページに掲載されている“美ら島沖縄”風景づくり行動計画（沖縄県景観向上行動計画）の概要版（Ｐ15）、本編（Ｐ47～49）を参考とする。

また、沖縄らしい風景づくりポータルサイト「風景結々」の“美ら島沖縄”風景づくり協議会についてのページに会員活動紹介誌が掲載されているため参考とする。